

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

つきみ野6丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたつきみ野6丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
-------------------	--

別表第2に次のように加える。

つきみ野6丁目地区地区整備計画区域	A地区	(1) 共同住宅又は長屋のうち3以上の住戸を有するもの又は住戸の部分の床面積が55平方メートル以下のもの (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 学校 (4) 床面積の合計が150平方メートルを超える保育所 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 公衆浴場
-------------------	-----	--

別表第3に次のように加える。

つきみ野6丁目地区地区整備計画区域	A地区	150平方メートル
-------------------	-----	-----------

別表第4に次のように加える。

つきみ野6丁目地区地区整備計画区域	A地区	外壁等の面から道路境界線（隅切り部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、0.75メートル以上（面積が150平方メートル未満の敷地にあっては、0.5メートル以上）とする。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫は除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの
-------------------	-----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。